

アメリカ法の基本とアメリカにおける訴訟実務入門

独禁法（カルテル）、腐敗防止法(FCPA)（英国賄賂法との比較等）、PL法、特許侵害訴訟（パテントトロール等）を中心に、刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れ、訴訟管理と現地弁護士の効果的な活用戦略について体系的に学ぶ

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2017年 4月 19日（水） 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

【開催にあたって】

企業がアメリカで刑事事件や民事訴訟に巻き込まれると高額な罰金・損害賠償や企業イメージの低下などの大きなリスクが発生します。企業は多額の予算を使って可能な限り低額で訴訟事件を解決することを目指し、アメリカ大手法律事務所を効果的に活用しなければなりません。ところが、アメリカの訴訟実務についてよく分からないという理由で訴訟管理については、「お任せスタイル」になることが多く、最終的に費用面や結果面で不本意な結果となることが多いのではないのでしょうか。そこで、本講座では、①アメリカ法分野の中でも、独禁法（カルテルを中心に）、腐敗防止法(FCPA)（英国賄賂法との比較を含む）、PL法、特許侵害訴訟（パテントトロールを含む）といった日本企業にホットな分野に絞って、基本的なルールと日本企業が巻き込まれている現状をまずご紹介し、つぎに②アメリカの刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れとそれぞれの段階における日本企業側の関与・判断すべき項目について述べ、最後に③訴訟プロジェクトマネジメントの観点から企業の法務部や知財部がより積極的に訴訟管理に関わって行き、それにより予算を効果的に使用し対応作業や戦略を強化して、ベストな結果を得るために何が必要であるかを検討します。

講師 芝総合法律事務所 弁護士（日本国及び米国ミシガン州）・弁理士 牧野和夫 氏



1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車（株）入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車（株）課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ（株）法務部長。2000年～芝総合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

【申込書送付先】 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料：1名（税込・資料代含） ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

| | | | |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|
| 正会員 | 34,560円（本体価格 32,000円） | 一般 | 37,800円（本体価格 35,000円） |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|

| | | | |
|-------------------------------------|--------|--------|--|
| 171070-0303 アメリカ法の基本とアメリカにおける訴訟実務入門 | | | |
| ふりがな 会社名 | | | |
| 住所 | | | |
| TEL | FAX | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 役 | 属 職 | |
| E-mail | | | |

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領：申込書はFAX、または下記担当宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認ください。〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先：企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

- 日本企業にホットなアメリカ法分野における基本的なルールと日本企業が巻き込まれている現状について
 - アメリカ独禁法について（カルテルを中心に）
 - 腐敗防止法(FCPA=Foreign Corrupt Practices Act（海外腐敗行為防止法））について（英国賄賂法との比較を含む）
 - PL法について
 - 特許侵害訴訟について（パテントトロールを含む）
- 刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れとそれぞれの段階における日本企業側の関与・判断すべき項目について
 - アメリカの訴訟における大きなリスク
 - 訴訟社会アメリカ、差別される外国企業
 - 高額賠償を支えるアメリカの司法インフラ
 - ①巨大な法曹人口②成功報酬③証拠開示④陪審裁判⑤懲罰賠償など
 - 連邦裁判所の事件と州裁判所の事件
 - 民事訴訟手続きについて
 - 刑事訴訟手続きについて
- 訴訟プロジェクトマネジメントの観点からベストの結果を効果的に得るためには
 - 訴訟対応は会社の重要プロジェクト
 - 進捗管理、予算管理を含む事業計画の策定
 - 訴訟管理の基本的な知識
 - 訴訟や紛争の発生の認知方法
 - 法律事務所や弁護士の情報入手方法
 - 相見積もりや入札、コンフリクトの調査
 - 事件評価書(Case Evaluation Report)の活用
 - 対応チームの構成、予算管理
 - 他の弁護士事務所からの助言
 - 法律事務所以外のコンサルタントの活用
 - 陪審裁判コンサルタント
 - 学者（法律学者、法廷心理学者、経済学者）
 - 専門家証人(Expert Witness)
 - 保険会社/会計事務所/経営コンサルタント
 - 証拠開示要求への対応
 - 証拠開示手続とは
 - Deposition（証言録取）のポイントと対応（企業技術者の証言を含む）
 - e-discoveryのポイントと対応
 - 和解のタイミングや妥当な金額をどのように捉えるか
 - アメリカでも民事訴訟の90%は和解で解決
 - 和解のタイミング、和解の妥当金額の評価
 - 「訴訟プロジェクトマネジメント」のあり方と法律事務所との上手な付き合い方

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。